

## ◎大阪府消防広域化推進計画（平成 23 年 6 月）の再策定方針

現行版	再策定案
<p>1 はじめに</p> <p>2 府内の消防の現況と動向</p> <p>(1) 大阪府域の現況</p> <p>① 面積</p> <p>② 地勢</p> <p>③ 道路網</p> <p>④ 人口、人口集中地区、土地利用</p> <p>⑤ 主な防災対象施設</p> <p>⑥ 市町村の財政状況</p> <p>(2) 府内の消防の現況</p> <p>① 消防の概況【資料 1】</p> <p>② 消防力【資料 2】</p> <p>③ 消防職員数【資料 3】</p> <p>(3) 消防需要の動向【資料 4～7】</p> <p>(4) 消防財政</p> <p>3 消防の将来見通しと課題</p> <p>(1) 将来見通し</p> <p>(2) 消防の課題</p>	<p>1 はじめに</p> <p>2 府内の消防の現況と動向</p> <p>(1) 大阪府域の現況</p> <p>①面積</p> <p>②地勢</p> <p>③道路網</p> <p>④人口、人口集中地区、土地利用</p> <p>⑤主な防災対象施設</p> <p>⑥市町村の財政状況</p> <p>(2) 府内の消防の現況</p> <p>①消防の概況【資料 1】</p> <p>②消防力【資料 2】</p> <p>③消防職員数【資料 3】</p> <p>(3) 消防需要の動向【資料 4～7】</p> <p>(4) 消防財政</p> <p><b>(5) 府内消防本部ヒアリング概要</b></p> <p>3 消防の将来見通しと課題</p> <p>(1) 将来見通し</p> <p>(2) 消防の課題</p>

30年度用に時点修正

(2) 現況の把握  
消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の現況を把握する。

#### 4 消防広域化の必要性と課題

- (1) これまでの広域化への取組み
- (2) 広域化の必要性
- (3) 広域化がもたらす効果
- (4) 広域化の課題

#### 5 広域化の推進に関する基本的事項

- (1) 広域化推進計画の目的
- (2) 広域化の目的
- (3) 広域化の進め方

#### 6 広域化対象市町村とその組み合わせ

- (1) 配慮及び留意すべき事項
- (2) 広域化の規模と対象市町村
- (3) 広域化の組み合わせ
- (4) 「消防救急無線（市町村波）」の広域化・共同化及び「消防指令業務」の共同運用との関係
- (5) 広域化の手法

#### 4 消防広域化の必要性と課題

~~(1) これまでの広域化への取組み~~

(1) 消防組織法改正前の広域化への取組み

(2) 消防組織法改正後の約10年間のふりかえり

(3) 広域化の必要性

(4) 広域化の課題

(5) 広域化がもたらす効果

#### 5 広域化の推進について

- (1) 広域化推進計画の目的
- (2) 広域化の目的
- (3) 広域化の進め方

広域化対象市町村とその組み合わせ

- (1) 配慮及び留意すべき事項
- (2) 広域化の規模と対象市町村
- (3) 広域化の組み合わせ
- ~~(4) 「消防救急無線（市町村波）」の広域化・共同化及び「消防指令業務」の共同運用との関係~~

(4) 消防広域化重点地域の指定

(5) 広域化の手法

(6) 消防の連携・協力について

(1) 約10年間の振り返り  
消防組織法が改正された平成18年以降の約10年間について、  
○推進計画に対する広域化の進捗状況  
○広域化した消防本部の広域化の効果等を振り返る。

(3) 今後の消防体制の展望  
更なる人口減少・高齢化の進展等も踏まえ、  
・将来の都道府県内の消防本部のあるべき姿（規模、消防力等）  
・おおむね10年後までに広域化すべき組合せ  
・推進期限までに広域化すべき組合せを定める。（段階的な組合せ・複数パターンでの組合せも検討）

7 広域化の推進に必要な措置

- (1) 広域化を推進するための体制
- (2) 広域化を推進するための支援
  - ① 国の支援
  - ② 大阪府の支援

8 広域化後の消防の円滑な運営の確保

- (1) 広域化後の消防の体制整備
- (2) 構成市町村間における協議
- (3) 体制整備の方策
  - ① 組合・連合の方式による場合
  - ② 事務委託の方式による場合

9 防災に係る関係機関相互間の連携の確保

- (1) 消防団との連携の確保
- (2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

10 おわりに

7 広域化の推進に必要な措置

- (1) 広域化を推進するための体制
- (2) 広域化を推進するための支援
  - ① 国の支援
  - ② 大阪府の支援

8 広域化後の消防の円滑な運営の確保

- (1) 広域化後の消防の体制整備

9 消防広域化に係る基本事項

- (1) 構成市町村等間における協議
- (2) 体制整備の方策
- (3) 消防団との連携の確保
- (4) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

現行の8、9を集約して、基礎資料として残す

10 おわりに

基本事項は  
最後に集約

30年度用に時点修正